時事新報

明治廿七年五月八日 火曜日（庚戌）
舊暦甲午四月四日
[illegible]
（西暦一千八百九十四年）
年始より百二十八日
年末まで二百三十七日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり
時事新報社電話番號 百四十九

時事新報の五月附錄

時事新報社は我邦西洋畫學の進歩を世人に紹介し且は其道の奬勵に供せんが爲め東京府下に於て此道に名ある大家十二名を撰び各家の所長に從て十二箇月を割當て其月に因める揮毫を請ひ之を極美極麗の彩色石版に印刷し毎月初旬新報の附錄として購讀者に配布する事とし本年四月を以て始め來年三月に至て終るの趣向にて其第一回は去月五日を以て發行し世人の大喝采を博したり其第二回の發行は愈々

明九日

と決定し今度は畫家

松岡壽氏の挿秧

にして田家の婦女挿秧に忙しく一少女時に首を廻して遙かに望む所あるの狀、寫し得て眞に迫る此畫に對すれば身は忽ち田間に入りて耳に秧歌の聲細々たる響あるべし

當日の時事新報は臨時の購讀者より五錢（東京市外は此外に郵税一錢）を申受くべし

體育奬勵賞牌

本社は體育奬勵の爲め豫て金銅の兩賞牌を製し水陸運動會の催しあるに際し之を贈りて其會の盛況を助け且つ體育奬勵の一端に供する事なるが今や春風駘蕩の好時節、水陸運動會の催し漸く盛んならんとす斯る會の發起に際しては豫め本社に照會あるべし本社は其請を相當なりとせば賞牌を贈りて其會の盛況を助くべし

時事新報

ナイアガラ瀑布制馭の大計畫（前號の續）

隧道

隧道は形、蹄鐵の如く高さ二十一呎にして最廣の幅十八呎十吋、底の幅は之よりも凡そ四呎ほど狹し其全長は石灰質の岩及びシェール（脆き岩の名）の中を或はダイナマイトにて破裂し又は器械もて掘りたるものにして運び出せし岩の片々は河岸に添ふて積み敷きたるに二十エーカーの價よき地所を造るに足りたり地下二百呎の所に在る此岩石中の河壁は特に水の磨損に耐へしむるやうに製したる所の煉化石を以て四重より六重に至るまで之を圍みたり

隧道の出口は上より見れば普通の黑き穴の如くなれども是は古來最も堅牢なる石工の一にして河の水面以下四十呎に達する砂石の臺に坐し此臺は凡そ鋼鐵、石及び膠灰を以て築造して得らるるだけの强さを得たるものなり此處を斯くまで强硬ならしむる譯は是より多年の間、外は瀧より落來る溪流の沸騰するが如き早瀬に堪へざる可らず內は隧道の勾配、出際に近寄りて嶮しくなるを以て襲來る水の磨損に抗せざる可らざればなり

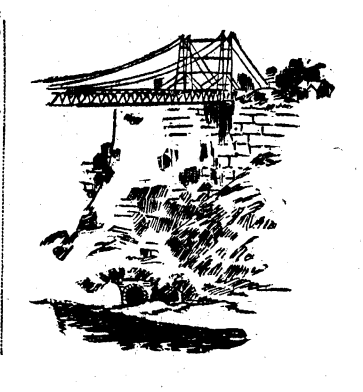

隧道出口の圖

彼の掘割の岸に群起す可き輪機運轉處とナイアガラ瀑布市の市中へ通ずる重もなる鐵道線路との間に鐵道の布設せらる可し

前既に陳べたるが如く小輪坑中の一に於ては既に水力の發生せられて首尾よく實際の用を爲し居れりと雖も此大計畫中の電氣に關したる部分の果して功を奏す可きや如何は多分、本年六月に至らざれば知り難し

此度の發力所設立に就き電氣の事は其他の部門のみと云ふよりも多く人の語る所となりしが余の之に就て未だ一言の說明を爲さゞりしは抑も電氣は少しも力の發生に預り知る所なく其職分は重もに力を他の市府へ分配するに在ればなり

電氣の發生法

前記大輪坑の底に在る各臥輪水車の軸は其上に在る發力家屋の床を貫き五千馬力を電氣に變形し能ふ所の發電機の廻轉部を運轉し此の變形しられたる電氣は容易く數哩の先きへ送達しられ得可く扨先方に達すれば更に之を變形して元の力と爲さしむるを得可し

今此の電氣送達の方法を喩へて云へば郵便にて金錢を送る時に銀貨は手紙の中に封入し得可らずと雖も先づ之を郵便爲替に變形し先方に達すれば之を元の形に直して銀貨たらしむるを得るが如し

シカゴ萬國博覽會に行きて市內電氣鐵道發力家屋の中に在る二千百馬力の發電機を觀し者は是ぞ古來最强のものなりと語られしなる可し當時は實に其言の如くなりしが近々ナイアガラ瀑布の近傍に於て旋轉せんとする數多の發電機中の唯一箇の仕事を擧るにも右の發電機二臺にては事足らざる可し

先づ當分は是等の發電機の中の唯三臺のみを置く積りなるが電氣の需要增すに隨て其數は次第に增加す可し各發電機は夫れ／＼己の水門、水管、水輪及び軸ありて實際は相離れて五千馬力の電氣を發生す可き獨立の發力機關を成せり長距離は然らずとするも兎に角に短き間は地中の人の體を屆せずして步行し得らるゝ程の大さなる下道を築き之を通して送電用の錻を架設するみとなり然れども尙は遠き所へ電流を送らんとする時には多分、電氣市街車の新電線の如く柱に依て送らる可し

電氣下道の圖

送電線の架せらる可き支柱は下道の左右兩壁に在り

目下此の大輪坑の中には四箇の臥輪水車を入る可き容積あるが故に二萬馬力は發生せらる可し此力が利用しらるゝや否や次第／＼に更に輪坑を廣げて終には五萬馬力を生ずるに足る點まで達せしむ可く其時に至ればは彼の水拔きの隧道は其容積の半を塞ぐ可し扨此れを塞ぎて殘りたる容積の半は此大輪坑の外なる數箇の小輪坑より排出する水を以て充す可し

會社は現存の隧道と等しき大さなる隧道と之に附きたる輪坑數箇とを新に掘る得き權理を得たり此新工事は其要用の感ぜらるゝと同時に之に着手する筈なり新隧道にして竣工すれば總計二十萬馬力を供給し得べし

尙ほ此外に實際は右の會社と同體とも云ふ可き會社が專ら電氣發生の爲めナイアガラ瀑布の加奈陀の方なる岸に二箇の輪坑と二條の隧道とを築く可き許可を加奈陀政府に乞ふて之を得たり

是等の輪坑の第一のものと之に屬したる發力家屋とは現在の計畫に據れば鐵蹄瀑布（ナイアガラ瀑布の一部）の梢岸に接して瀧見ステーションの直下なる高き岸の下に築く積りにして隧道は輪坑の底より瀧の下手の河、四百呎の先きまで斜に下る筈なり

新築加奈陀隧道は各々十二萬五千馬力を生ずるに必要なる所の水を拔出す計算なり故にナイアガラ河兩岸に於て發生す可き力の全量は四十五萬馬力なり

此大工事を完成するには多年を要するみとなるが其年數の果して幾何なる可きや未だ知る者なし會社は加奈陀側に於て發生す可き力の幾分を千八百九十七年一月前には實にす可しとの責任を帶べり又合衆國側に在る唯今の機關が殆んど其力の全量を利用せしむるに至らざれば加奈陀に於ける工事には着手せざる可しと云へり

電氣に就て重もなる不安心は之を送達する途中に於て錻より漏るゝの一點に在り其道中の長ければ長きほど電氣の損失は大にして隨て原費用も亦大なり畢竟、送電の問題は多く價の問題に由て定まるみとなり電氣をして其原費用を蒸氣力の原費用に等しからしめて幾何の距離の先まで送達し得らる可きや此問題はナイアガラ瀑布の水力を其近傍に於てのみ利用するか但しは廣く方々へ分配するかに據て定まるなり近頃電氣をば其原費用をして石炭の原費用に等しからしむるに足る程の損失を被らしめずして遠距離へ送達し得べしと信ぜしむる程の新發明あり（現に角に發明者は斯くと信じて疑はず）之を導く錻なくして空氣の高部を通して過ぐる所の電流を發生し能ふ可しとの次第を證明して理學者を驚かせし彼の英才爛熳たる若手の電氣學者ニコラ テスラーはナイアガラ瀑布より電流をば大なる損失を受けしめずして紐育市へ導くのみと難からず何れにしても長日月を待たずして如何なる遠方へも之を達せしめ得可きに至る可しと云へり（畢）

官報

閣令第二號

文官高等試驗細則左ノ通定ム

明治二十七年五月七日　內閣總理大臣　伯爵伊藤博文

文官高等試驗細則

第一條　文官高等試驗ヲ受ケント欲スル者ハ書式ニ照シ試驗願書ニ履歷書及試驗論文ヲ添ヘ公告シタル期日マテニ文官高等試驗委員長ニ差出スヘシ但明治二十六年勅令第百九十七號文官試驗規則第十二條ニ該當スル者ハ試驗論文ヲ要セス

第二條　試驗論文ハ公告シタル文題ニ就キ其ノ一ヲ擇ミ漢字交リ文ヲ用

前項ノ期日ハ文題ト共ニ二箇月前ニ官報ヲ以テ公告スヘシ

井自ラ淸書ヲ以テ之ヲ書スヘシ

第三條　試驗手數料ハ登記印紙ヲ用井試驗願書ニ貼付スヘシ但試驗ヲ受ケサルコトアルモ之ヲ還付セス

第四條　試驗願書履歷書及論文ハ出願ノ取消ヲ求ムルモ之ヲ還付セス

第五條　論文試驗ニ合格シタル者ニハ文官高等試驗委員長ヨリ口述試驗及迅速作文試驗ヲ行フヘキコト並ニ其ノ期日及場所ヲ二十日前ニ官報ヲ以テ公告シ仍之ヲ本人ニ通知スヘシ

第六條　本試驗ノ筆記試驗ハ二日前ニ其ノ科目及期日ヲ定メテ之ヲ行ヒ其ノ口述試驗ハ筆記試驗全ク終リタル後更ニ期日ヲ定メテ之ヲ行フ

前項筆記試驗ノ期日ハ豫備試驗ニ合格シタル者及文官試驗規則第十二條ニ該當スル試驗出願者ニ通知シ口述試驗ノ期日ハ筆記試驗ニ合格シタル者ニ通知シ仍官報ヲ以テ公告スヘシ

第七條　迅速作文及筆記試驗ハ受驗人總員ヲ一室又ハ數室ニ入レ問題ヲ付シ文官高等試驗委員監視シテ之ヲ行フ但受驗人一人ナルトキハ文官高等試驗委員二人以上監視ス

答案ハ楷書又ハ行書ヲ以テ明瞭ニ記スヘシ

第八條　口述試驗ハ豫備試驗ト本試驗トニ拘ラス文官高等試驗委員三人以上列席シテ受驗人一人每ニ試問シテ即時答辯ヲ爲サシム

第九條　受驗人ハ試驗室內ニ於テ互ニ談話シ又ハ喧噪スルコトヲ得ス

第十條　受驗人ハ書類其ノ他受驗ノ材料トナルヘキモノヲ携帶シテ試驗室內ニ入ルコトヲ得ス

第十一條　受驗人ハ問題ニ付質問シ又ハ試驗場ニ於テ書籍ノ借覽ヲ求ムルコトヲ得ス

第十二條　受驗人ハ文官高等試驗委員長ノ揭示其ノ他試驗委員ノ命令ヲ遵守スヘシ

第十三條　受驗人ハ試驗期日ニ出席セス又ハ試驗半途ニ退席シタルトキハ其ノ期ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ス

第十四條　文官高等試驗委員長ハ文官高等試驗委員會議表決ノ數ニ入ラス但可否同數ナルトキハ文官高等試驗委員長之ヲ決ス

第十五條　文官高等試驗委員試驗ノ成績ヲ查定シタルトキハ之ヲ文官高等試驗委員長ニ報告スヘシ其ノ報告期限ハ文官高等試驗委員長豫メ之ヲ定ム

第十六條　文官高等試驗合格者ノ氏名ハ官報ヲ以テ公告ス

第十七條　文官高等試驗ニ關シ必要ナル手續ハ文官高等試驗委員長之ヲ定ム

雜報

○杉田定一氏の豫審決定書　先きに其異母弟を刃傷したる杉田定一氏の豫審終結決定書は左の如し

豫審終結決定書

福井縣坂井郡鶉村字波寄　第十二號一番地平民農業　杉田定一　嘉永四年六月生

右故殺未遂被告事件豫審を遂る處被告杉田定一の異母弟小林謙彬は素行修まらざるものにして是まで杉田家に迷惑を掛け又は不法の行爲ありし者なるに明治二十七年三月中旬ごろ其親族杉本新左衛門を以て實兄なる被告定一に對し財產分與のみとを申込みたるより同年三月三十日被告定一は其親族なる杉田杉太郎八尾八兵衛杉本新左衛門等を自宅に招き協議をなしたる末被告定一より金百五十圓を分與すべし但其半額は即時交付し殘り半額は謙彬の擧動改善を認めたる後相渡すべし且つ該金圓を分與する以上は後日に至り再び謙彬より杉田定一に對し財產分與等のみとを要請せざるべしとの約定書を謙彬より差出さしむべしと決議し同日（三月三十日）午後十時ごろ其約定書の草稿を謙彬の實母杉田タケ及び坂口仁右衛門に渡し謙彬人等をして該親族會議にて評決せし趣旨を當時同村坂口仁右衛門新宅に來り居りたる小林謙彬に通告せしめたるに謙彬は其決議に服せず即時[illegible]定一宅に行きたるに被告定一は土藏庇座敷に [illegible] 新左衛門杉田杉太郎等は巳に立 [illegible] 彬は種々暴言をなし被告定一を [illegible] に逃げ行き其際杉田杉太郎が再 [illegible] 人に對し即時杉本新左衛門を呼 [illegible] を結了すべしと申迫りたり然る [illegible] 在巡査福井虎太は其席に臨み暴 [illegible] 彬は之れに服從して座敷巨燵に [illegible] 八尾八兵衛と共に靜に談話せり [illegible] 巡査は杉田杉太郎と共に被告定 [illegible] 同年三月三十一日午前一時三十 [illegible] 座敷に在りて謙彬の擧動を偵察 [illegible] 入し强勢を示して財產分與を要 [illegible] らず爲に妻子も安眠するみとを [illegible] 意念切迫し其結果忽然殺意を生 [illegible] 杖に仕込みたる刀を拔き之を携 [illegible] 鐵に入り纔かに實母杉田タケと [illegible] 出で謙彬を撞見するや直ちに斬 [illegible] とする其左側より同人の左外 [illegible] 遺二箇所を斬り仍は謙彬が右又 [illegible] を防ぎながら其次ぎの間より逃 [illegible] 定一は猶ほ追て斬り付け爲 [illegible] 手に深創四箇所淺創三箇所を [illegible] 外に逃逸したるより終に死に致 [illegible] なり

その證憑は被告定一陳述の一部 [illegible] 喜左衛門福井虎太川端 [illegible] 兵衛杉田タケ杉田スゞ杉本新 [illegible] 之助杉田ナツ等の陳述醫師川北 [illegible] の鑑定書臨檢調書押收したる仕 [illegible] 等にて充分なり

被告定一の所爲は刑法第二百九 [illegible] 罪に付刑法第百十二條同第百十 [illegible] 重罪犯と思料す因て刑事訴訟法 [illegible] 案被告事件を福井地方裁判所に [illegible] もの也

但此決定に對し抗告をなすみと [illegible] りとす

明治二十七年四月二十八日

福井地方裁判所　豫審判事 [illegible]

裁判所書記 [illegible]

Modical Professor (to student)—[illegible] find difficult to diagnose correctly [illegible] course to take?
Student—Look wise and say no[illegible]

醫學博士（生徒に向ひ）正しき診 [illegible] ふ時には如何するのが適當の方法 [illegible]
生徒　利口らしい顏をして何にも [illegible] ません

○十二迷畫（其六）

いざさらば金も地面もなくすまで

畫題　政治家